

平成 26 年 1 月 10 日
厚生労働省

審査メモで示された論点に対する回答（患者調査）

1 調査事項の変更等

(2) 歯科診療所票

「(5)傷病名」

(論点)

本調査において把握した結果について、歯科疾患予防の措置等を講ずるための資料として活用することとしているが、具体的にどのように利活用されることが見込まれるのか。

(回答)

「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項の規定により策定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成 24 年厚生労働省告示第 438 号）では、歯科疾患の予防における目標・計画として、年齢に応じた具体的な目標値を定めているところである（審査メモ p 5 別表第一参照）。

この目標値は、厚生労働省で実施している「歯科疾患実態調査」（一般統計調査）で把握した現状値を基に、平成 34 年度の目標を掲げているものである。

目標期間における実態把握のための指標としては、現状値として提示している「歯科疾患実態調査」が用いられるが、当該調査は 6 年に 1 度の調査であるため、その間の患者動向を把握するための補足資料として、患者調査で得られる結果を活用するものである。

3 前回答申における今後の課題への対応状況

(1) DPC調査やレセプト情報の利用

(論点)

1 研究報告を踏まえ、電子調査票に DPC 調査データ及び診療録（カルテ）情報等を読み込む機能を付加する方法を採ることとした経緯や理由（前回答申に掲げられた 2 つの利用方法のうち、②の方法ではなく、①の方法を採ることとした経緯・理由）等について確認しておく必要があるのではないか。

(回答)

医療施設で保有する DPC 調査や診療録（カルテ）の情報等を患者調査の情報として取り込む方法としては、①医療施設において、DPC 調査データ等の情報を患者調査票へ転送する方法、②厚生労働省で集計を行う際に、DPC 調査データと患者調査票とをマッチングさせる方法、の 2 種類が考えられるが、平成 26 年調査で①による方法とした理由は以下の 3 点による。

(1) 医療施設の負担軽減

患者調査の「病院退院票」の対象患者のうち、DPC 調査データの対象者と重複する患者については、電子調査票（オンライン調査票を含む。）に付加する機能を用いることにより、調査対象者の抽出及び共通項目（後述、論点 2 参照）の記入が自動で行うことが可能であり、医療施設における負担軽減を図ることが可能である。

(2) 経路機関の負担軽減

医療施設でDPCデータとの共通項目を入力しない場合(②の場合)、該当項目を空欄のまま提出することとなるが、この空欄がDPCデータの転送待ちであるか、または単なる記入漏れであるかは、医療施設以外で判断することができない(※)ため、経路機関における審査業務(医療施設への照会等)が増加することが懸念される。よって、経路機関の負担軽減の観点からは、①による方法が適切である。

※ 患者調査における「病院退院票」の調査対象者には、DPCが適用される患者と適用されない患者が混在するが、調査票上どちらの患者であるか判断することはできない。

(3) 厚生労働省内でのDPC調査データの活用が困難

厚生労働省が保管しているDPC調査データをDPC導入の影響評価以外を目的として第三者へ提供する場合については、提供のためのガイドラインの整備等も含め、現在「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において検討中である。したがって、患者調査の統計目的に活用することは現時点では困難である。

また、提供を受けることが可能となった場合においても、DPC調査データと患者調査データを突合するためのキーとなる番号等を病院側から提供してもらう必要があり、双方を同定・結合することは困難である。

2 DPC 調査データ及び診療録(カルテ)情報等を読み込む機能を付加した電子調査票(オンラインの利用により報告する調査票)を提供することによって、従前と比べ、報告者である病院の調査票の記入業務が具体的にどのように改善されるのか、病院の記入負担の軽減にどう反映されることが見込まれるのか。

(回答)

DPC調査データ等を読み込む機能により、調査対象者の抜き出し、一部項目の自動入力等が可能となり、報告者負担の軽減を図ることが可能となる。

(別添 患1、患2参照)

3 DPC 調査データ及び診療録(カルテ)情報等を読み込む機能により、具体的に患者調査の調査票における調査事項のうち、どのような事項の記入負担が軽減されるのか。また、その対象範囲について、今後拡充を図っていく余地はないのか。

(回答)

DPC調査データ等の読み込み機能及び自動入力項目については、別添(患1、患2)参照。なお、読み込み項目は、現時点で想定される利用可能な項目はすべて対応しているが、今後、DPC調査の様式変更等があった際には、対応を検討したい。

4 現在「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、厚生労働省が保管しているDPC調査データをDPC導入の影響評価以外を目的として第三者へ提供する場合について、提供のためのガイドラインの整備等も含め検討中であるため、患者調査の統計目的に活用することは現時点では困難であるとしているが、同有識者会議におけるこれまでの議論の概要や、今後の議論の方向性、取りまとめ予定時期などはどのようになっているのか。

(回答)

DPC調査データの第三者への提供方法等については、平成24年2月の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、当該会議で検討することとされた。

この会議では、①ガイドラインの整備について、②申請・審査・運用方法等について、③DPCデータベースの構築等について、の3点について検討を進めることとしており、平成26年3月には、ガイドラインの策定及びデータ提供形態等が決定する予定である。(別添 患3 参照)

5 診療録(カルテ)情報の利用を契機に、当該情報の中で、新たに本調査の調査事項とすることで有用な活用が図られると見込まれるものはないかを確認しておく必要があるのではないか。

(回答)

平成26年調査に当たり、診療録(カルテ)情報、診療報酬明細書(レセプト)情報、DPC調査データといった既存の情報の活用について検討し、患者調査と共通する項目(別添患2 参照)については活用することとしている。なお、これらの項目については、電子調査票(オンライン調査票を含む。)に付加する機能により自動で記入することが可能となり、医療施設における記入者負担の軽減を図ってまいりたい。

(2) オンライン調査の導入

(論点)

- 1 「諮問第 58 号 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(平成 25 年 10 月 30 日付け総政企第 201 号)では、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否について事前に検討することとされている。このことを踏まえ、平成 26 年調査から病院調査においてオンライン調査を導入することに関し、以下の点について確認・検討する必要があるのではないか。
 - ① 平成 26 年調査から病院調査においてオンライン調査の導入が可能と判断した理由は何か。
 - ② 病院のオンライン調査の利用率はどのくらいを見込んでいるのか。また、病院調査におけるオンライン調査の適切な実施や、当該利用率の向上を図るため、どのような方策を講じることとしているのか。
 - ③ 平成 26 年調査から病院調査へオンライン調査の導入に当たっては、都道府県（保健統計主管部局）・保健所の理解と協力を得ることが重要であり、この観点からどのような方策等を講じることとしているのか。
 - ④ 平成 26 年調査の病院調査におけるオンライン調査の実施に際し、具体的にどのようなことを検証しようと考えているのか。

(回答)

①について

平成 11 年調査から、電子調査票（Excel 形式）による提出を可能としているが、病院では平成 23 年調査における電子調査票の利用実績が 17.2%と一定程度の利用実績があったことから、オンライン調査の利用を見込めるものと判断したものである。

②について

これまで電子調査票を利用していた病院では、CD-R 等による提出が不要となることから、従前の電子調査票の利用実績程度はオンライン調査を利用するのではないかと想定している。

また、オンライン調査の適切な実施及び利用率の向上を図るため、以下のような方策を講じることとしたい。

- ・ 都道府県等における厚生統計主管部局を対象とした全国会議の場（おおむね毎年 3 月開催）において、管下の保健所及び医療施設へのオンライン調査の利用に向けての周知依頼を行う。
- ・ 調査実施に当たっては、日本医師会、日本歯科医師会、日本病院会など関係団体等に協力を要請し、会員である医療施設に対してオンライン調査の利用に向けての周知依頼を行う。
- ・ 厚生労働省ホームページを活用し、オンラインによる調査票提出が可能であることをわかりやすく明示し、利用の促進を図る。また、関係団体等のホームページにも可能な限り同様の掲載をしてもらうよう協力依頼を行う。

③について

患者調査は、これまでも、①紙の調査票による提出、②CD-R 等に保存した電子調査票（Excel 形式）による提出の 2 つの提出方法があり、経由機関（保健所・都道府県）における

受付・審査業務は負担の大きいものであったと認識しているところである。

さらに、平成26年調査からは③オンライン調査による提出、が加わることにより、一層のご負担をお願いすることになるため、電子調査票・オンライン調査票内に組み込むチェック機能により内容審査を不要とすること、審査過程の省略化等を図ることにより、経由機関での業務負担を軽減したいと考えている。

いずれにしても、事前の周知を徹底するとともに、実施要領等でも丁寧に手順等を説明するよう努めてまいりたい。

④について

医療施設や経由機関への事後調査を実施し、オンライン調査導入による記入者負担の変化や、経由機関における審査業務の変化等を把握し、これらの課題を踏まえ、平成29年以降の診療所におけるオンライン調査導入を検討する予定である。

2 平成26年調査からの病院調査のオンライン調査の実施に当たって、共同利用システムの改修の関係で、以下の点について確認・検討する必要があるのではないか。

① 共同利用システムの運用管理機関に対し、本調査におけるオンライン調査の利用促進やオンライン調査の効率的な実施等を図る観点から、具体的にどのような理由により、どのような改修内容を要望しているのか。

② 上記①の改修要望内容に対し、共同利用システムの運用管理機関からは、どのような対応をするとの回答があったのか。また、仮に、要望した改修への対応が困難な部分がある場合には、今後、オンライン調査の導入推進向け、どのような対応を行うこととしているのか。

(回答)

①②について

平成25年7月の(独法)統計センターからのシステム改修要望については、以下のとおり4項目の改修要望を提出し、同年11月に回答をいただいたところである。

このうち、当方の要望が叶わなかった点については、オンライン調査票の新規開発と併せて行うことにより、対応する予定である。

例えば、要望事項③(EXCEL調査票の回答送信関係)について、共同利用システムでは回答の送信にはExcel形式が対応していないため、オンライン調査票(EXCEL形式)に形式を自動変換する機能を付加する予定である。

平成25年度システム改修要望一覧

府省名：厚生労働省

区分※	サブシステム名	改修内容	改修要望理由	改修時期	対応	回答	
①	3	オンライン調査システム	1報告者1レコードではなく、1調査票1レコードでシステムに送信、ダウンロードできるよう改善を要望する。	報告者によって作成する枚数が異なり、1報告者が同一の調査票を多数作成する可能性のある調査の場合、1報告者が固定長1レコードを送信する現行の方法では、想定される最大の調査票枚数分のレコード長を設定しておく必要がある。この場合、1レコードの長さが無駄に膨大であり、長すぎてダウンロード後にそのままではEXCELに展開できないなど扱いが不便かつ、データ処理が困難である。(EXCEL調査票使用を想定)		他の機能で対応可能	1調査票の内部に名簿形式のような調査票が存在する場合と思われるが、内部の調査票をシステムが判定することは技術的に不可能である。内部の調査票を1調査票として独立させ、1調査対象者に複数の対象者IDを与えることで対応願います。
②	4	オンライン調査システム	1報告者が複数の種類の調査票を作成する調査において、経由機関が報告者の回答状況を確認する際に、各報告者の全種の調査票の回答状況を一目で出力確認できるよう改善を要望する。	経由機関の回答状況確認作業の負担を少なくするため。		次年度以降の改修候補として検討する	改修経費範囲に収まらなかったため、次年度以降の改修候補として検討する。
③	3	オンライン調査システム	EXCEL調査票を使用する場合の回答送信が簡易となるよう改善を要望する。	EXCEL調査票に入力後、一旦PC上でXML形式に保存したファイルを送信するという現行方法は、報告者の作業の手間となるため。		改修する	Excel調査票単体に、回答データを送信する機能を追加したテンプレートを作成する。
④	3	オンライン調査システム	ガイドライン、マニュアル等にEXCEL調査票の使用に関する記載の充実を要望する。	EXCEL調査票に関する説明が少なくわかりにくい。		改修する	開発ガイドラインとマニュアルにExcel調査票の仕様についての記載の内容を修正する。

※区分：改修事項の要件

- レスポンスの悪化、アプリケーションの不具合等の発生により、利用者に対し著しい影響を与えている事項
- 政府統計の総合窓口(e-Stat)を利用する際の操作等が著しく不便であり、一般利用者からも苦情を頂いている事項
- 一般利用者がオンライン調査システムを利用する際の操作等が著しく不便であり、
- 利用機関の利用者が本システムを利用する際に操作等が著しく不便であり、
- 多くの利用者に効果のある軽微な事項

3 上記1及び2とも関連するが、診療所調査におけるオンライン調査の導入に関し、以下の点について確認・検討する必要があるのではないか。

- ① 平成23年調査において、1医療施設当たりの記入患者数について、病院では約472枚であるのに対し、一般診療所では51枚、歯科診療所では21枚であり、一般診療所及び歯科診療所における調査票に係る記入負担を考慮すると、オンライン調査の導入の余地があるのではないか。
- ② 一般診療所や歯科診療所におけるパソコンの保有状況や、インターネット環境が普及している現状を踏まえるとオンライン調査を導入する余地はあるのではないか。
- ③ 診療所調査における今後のオンライン調査の導入に際し、都道府県等職員の業務の実施状況やオンライン調査の回答状況等について検証するため、一部の特定の地域において、病院に加え、一般診療所や歯科診療所を対象とし、試験的にオンライン調査を導入する余地はないのか。

(回答)

①について

一般診療所及び歯科診療所におけるオンライン調査を引き続き検討することとした理由は以下の2点による。

(1) 診療所における電子調査票の利用状況

平成23年調査における電子調査票利用率は、病院では17.2%（1,104施設／6,428施設）であるのに対し、一般診療所は1.8%（104施設／5,738施設）、歯科診療所では0.6%（7施設／1,257施設）と診療所における利用率が低調であり、オンライン調査に対応する新たな調査票を開発しても、費用対効果が望めないものと考えられる。

なお、電子調査票の利用率が診療所で低調である原因としては、1医療施設あたりの調査票作成枚数が少なく、紙への記入の方が手早くできるとの意見も聴取したところであり、こういったことも一因ではないかと想定される。

(2) 経由機関（保健所・都道府県）における受付・審査業務負担の軽減

患者調査では調査票の種類が多く、また、調査票ごとの対象者も詳細に設定しているため、経由機関における受付・審査業務についてはご負担をおかけしているところである。

具体的には、

・調査票が7種類、

→ 病院 4種類 / 一般診療所 2種類 / 歯科診療所 1種類

→ 同じ調査票でも、対象となる施設・ならない施設が混在

例1) 病院外来（奇数票・偶数票）の報告対象施設・対象外施設が、管轄保健所内に混在

2) 有床診療所では2種類（一般診療所票、一般診療所退院票）、無床診療所では1種類の調査票（一般診療所票）を提出 等

・提出方法が3通り、

→ 紙 / 電子調査票（CD-R等に保存したもの） / オンライン調査票（新規）

となっており、26年調査では新たにオンライン調査を導入するため、経由機関には、受付・審査業務等での更なるご負担をお願いすることとなる。

したがって、オンライン調査導入の初回である平成26年調査については、経路機関の業務負担の観点からも、病院分に絞ってオンライン調査を導入することにより、確実に調査を実施してまいりたい。

なお、今回の調査終了後の事後調査及び共同利用システムの改修状況等を踏まえ、次回以降、診療所へのオンライン調査導入について検討してまいりたい。

②について

一般診療所及び歯科診療所については、①（1）のとおり、電子調査票の利用実績が低調であること、1医療施設あたりの調査票枚数が少ないことから、紙への記入の方が手早くできるとの意見も聴取したところである。

よって、診療所におけるオンライン調査の導入は、①（2）のとおり、経路機関における負担や、今回の病院における導入状況、共同利用システムの改修状況等を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

③について

診療所における電子調査票の利用実績がそもそも低いため、仮に一部の地域に導入した場合でも、当該地域の調査対象診療所がオンライン調査に協力していただけるか不明であり、試験的に導入しても成果を得られない可能性が考えられるため、一部地域への導入は困難である。

また、経路機関への負担を考慮し、平成26年調査におけるオンライン調査の導入は病院分とし、診療所への導入は引き続き検討してまいりたい。

4 医療機能の分化・連携の推進への対応について

(論点)

- 1 「医療機能（病床機能）の分化・連携」により、医療行政が大きく変化しようとしている中で、今後、医療サービスの需要を把握する「患者調査」は、当該サービスの提供体制を把握する「医療施設調査（静態調査）」とともに、その在り方を見直す必要がないか。

(回答)

病床機能の状況については、現在「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」において、具体的な報告事項やその公表等が議論されており、この検討会の結果を踏まえて平成29年調査の検討を行う中で必要に応じた見直しを行う予定である。

- 2 例えば、今後、都道府県が、二次医療圏ごとに各医療機能の必要量を示す地域医療ビジョンを策定（平成27年度下半期以降）するに当たっては、医療サービスに係る提供体制とニーズのマッチングの現状をできるだけ正確に把握・分析する必要がある。そのため、本調査の中で、退院患者が入院中に療養に利用した一般病床の種類（診療報酬上の評価（入院基本料上の急性期患者用病床等。^(注1)）を把握し、既存の調査事項から把握される「平均在院日数」とクロス分析^(注2)する必要はないか。

(注1) 一般病床の入院基本料は、例えば看護体制の場合、必要となる看護職員数について、患者の病態・病期（急性期等）等に応じて、入院患者数と看護職員数の比率の形で7対1（7人の入院患者に対して1人の看護職員）、10対1、13対1等の基準が定められている。医療施設が入院基本料の適用を希望する場合は、厚生労働省の最先機関（都道府県単位で設置されている各厚生局事務所）に対して、当該基準に合致する体制を確保している旨の届出を提出することとなり、当該届出状況については、多くの厚生局事務所のホームページで閲覧が可能となっている。

(注2) 一般病床の入院患者の平均在院日数については、医療サービスに係る提供体制とニーズがマッチしていれば、一般的に、急性期患者用病床（入院基本料7対1等）の入院患者は比較的短く、その他の患者用病床の入院患者は比較的長くなるものと考えられる。したがって、退院患者が入院中に利用した一般病床の種類と平均在院日数の関係を把握・分析すれば、医療サービスに係る提供体制とニーズのマッチングの度合いをある程度明らかにすることが可能ではないか。

(回答)

病床機能の状況については、現在「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」において、具体的な報告事項やその公表等が議論されており、この検討会の結果を踏まえて平成29年調査の検討を行う中で必要に応じた見直しを行う予定である。

なお、病床の種類と平均在院日数とのクロス集計は現在でも行っているところであるが、今後、病床の分類が変更となった際には、変更について検討したい。

5 行政記録の活用状況について

(論点)

1 例えば、医療行政に関する以下の行政記録情報等について、本調査への活用状況はどのようになっているのか。活用されている場合は、行政記録情報等は本調査における調査事項に具体的にどのように活用されているのか。

- ・ 診療報酬明細書（レセプト）情報に基づく情報

2 上記以外に、統計調査結果と行政記録情報等を合せて統計作成が可能なもの、統計調査の調査事項を代替する余地のあるものなどはないか。

また、直ちに活用は困難であるとしても、今後の活用を視野に入れて検討しているものはないか。（例えば、病床機能情報報告制度に基づく情報の活用など）

(回答)

診療報酬明細書情報（以下、レセプト情報という。）は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき国が収集を行っているところであるが、国が受領する段階ではすでに匿名化されており、患者調査の調査票情報と突き合わせることはできないため、厚生労働省内での活用は困難である。

また、医療施設において、患者調査の調査票作成に際しレセプト情報を参照した場合、レセプト情報には診療日の情報が含まれないため調査日現在の患者の状況（調査日に受診（入院）した傷病名）等の特定ができず、レセプト情報を活用することは難しいが、性、生年月日、入院・外来別といった基本情報程度であれば、活用が可能である（別添患1、患2参照）。

なお、レセプト情報、診療録（カルテ）情報、DPC調査データ等、患者調査で利用可能と考えられる行政記録情報等については、今後も利用可能と考えられる場合には積極的に検討することにより、報告者負担の軽減を図ってまいりたい。

平成26年患者調査 調査票の作成及び提出方法（案）

別添 患1

病院・一般診療所・歯科診療所

保健所

都道府県

厚生労働省

病院・診療所が
保有する情報

【読み込み機能 1】

電子調査票に付加した機能により自動的に書き込み
※ 足りない情報は、電子調査票・オンライン調査票に直接入力

提出方法(1) 郵送による提出

※ 電子調査票のメールによる提出は不可

紙

紙

CD-R

CD-R

Excel
形式

Excel
形式

CD-R等に
保存し、管轄
保健所に提出

提出状況の確認

提出方法(2)

政府統計共同利用システムによるオンライン調査
(新規・病院のみ)

データ
xml形式

データ
xml形式

共同利用
システムに
ログインし、
回答送信

提出状況の確認
(共同利用システムに
ログイン)

共同利用
システムに
ログインし、
データを
ダウンロード

直接記入

病院・診療所において
自前でファイル作成(任意)

厚生労働省の
指定形式データ
テキスト形式

電子調査票
Excel形式

オンライン調査票
Excel形式

直接入力

オンライン

オンライン

電子カルテ

レセプト

その他

その他

DPC調査
データ

【読み込み機能 2】

DPC調査データから活用できる項目を読み込み
※病院退院票のみ

○ 病院・診療所が保有する各情報のうち、患者調査の調査票項目として活用できる項目は以下のとおり

	調査対象患者の 特定	患者調査で利用可能な項目	備考
診療録（カルテ）	○	原則、患者調査に必要な項目を網羅（備考参照）	統一様式がなく、各医療施設でどのような情報をカルテ情報として把握しているか不明
診療情報明細書 （レセプト）	×	<ul style="list-style-type: none">・ 性別・ 生年月日・ 入院・外来の種別・ 入院年月日	診療日の情報が含まれないため、調査日現在の状況が不明
DPC調査データ	○ ※ 「読み込み機能」により、対象者を自動で抽出する予定	<ul style="list-style-type: none">・ 性別・ 生年月日・ 患者の住所（郵便番号）・ 入院年月日・ 退院年月日・ 来院時の状況	病院退院票のみ活用可

平成25年6月7日	資料4
第15回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

DPCデータの提供について (抄)

平成25年6月7日
厚生労働省保険局医療課

DPCデータの第三者提供に係るこれまでの経緯の概要

- 平成22年6月22日に決定された「新たな情報通信技術戦略 工程表(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」においては、レセプト情報等データベースの第三者提供に加えて、DPCデータの第三者提供についても提供形態の決定、ガイドライン策定に関する検討を行うこととされている。
- DPCデータは、レセプト情報とは記載内容やデータ様式が異なり、患者住所郵便番号や診断情報(傷病名等)等といったDPCに特有の慎重に扱うべき情報が含まれており、統一的な指針に基づいて提供ルールを検討する必要があることから、平成24年2月10日に開催された第8回レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、DPCデータの提供については本有識者会議で検討することとされた。
- 平成24年9月5日の第11回有識者会議において、個人情報に係る影響の評価およびデータ提供のシミュレーションについて、厚生労働科学研究班において検討することとなった。

DPCデータの提供に係る今後の検討課題(案)

- DPCデータの提供については、以下の様に課題を整理して今後検討を進めることとしてはどうか。

① ガイドラインの整備について

- 個人情報保護法との関連
- 疫学研究に関する倫理指針との関係の整理
- データ提供の種類
- 提供先の範囲について
- データ提供にあたってのセキュリティ要件について
- 成果物の公表基準について 等

② 申請・審査・運用方法等について

- 申請様式、審査方法、情報提供の手順について 等

③ DPCデータベースの構築等について

- データベースの様式について
- 構築・管理・運用の体制について 等

今後のスケジュール(案)

